

① 運営及び報酬に関する基準（保険外サービス）

【指導事例】

- ・通所介護サービスの提供時間中に理美容サービスなどの保険外サービスを提供している利用者に、当該保険外サービスに要した時間も通所介護サービスの提供時間に含めて報酬算定していた。

通所介護の提供時間の算定に当たっては、通所介護の提供時間には保険外サービスの提供時間を含めず、かつ、その前後に提供した通所介護の提供時間を合算し、1回の通所介護の提供として取り扱ってください。

なお、通所介護を一旦中断した上で保険外サービスを提供し、その後引き続いて通所介護を提供することが可能な保険外サービスの取扱いについて、以下の通知に示されていますので、ご留意の上実施してください。

（参考）「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」（平成30年9月28日老推発0928第1号・老高発0928第1号・老振発0928第1号、老老発0928第1号）

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2018/0928174308379/ksvol678.pdf>

（補足）

- ・通所介護サービスと保険外サービスのサービス提供については、通所介護計画に通所介護サービスと保険外サービスを位置づけた上でサービス提供してください。
- ・サービスの提供の記録については、保険外サービスに要した時間を明確にしてください。

② 無料体験について

【指導事例】

- ・サービスの体験利用を無料で提供していた。

通所系サービスの事業所が、介護保険を利用しない方に対して、事業所のサービス内容の体験を目的としたサービスを提供する場合、次のとおり適切に行ってください。

（1）指定通所介護等の利用者と同じのサービスを提供する場合

介護報酬告示額の利用率（10割負担）を徴収してください。

同一のサービスを提供する場合、介護保険を利用する方と利用しない方の中で、利用率に不合理な差を設けることはできません。

（2）見学のみを行う場合

介護サービス等を提供せずに、見学のみを行う場合は、利用率を無料としても差し支えありません。

上記指導事例は、事業所やサービスの選択のための手段としての通所系サービス事業所への見学を制限するものではありません。ただし、介護保険利用の有無で、利用料に不合理な差を生じさせることがないように、また介護保険サービスを無料で提供しているというような誤解を招くことのないよう、適切に取り扱ってください。

根拠法令

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）（抄）

（広告）

第三十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（利用料等の受領）

第九十六条第3項 指定通所介護事業者は、（中略）、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- 二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用
- 三 食事の提供に要する費用
- 四 おむつ代
- 五 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

③ 報酬に関する基準（個別機能訓練加算（I）イについて）

【指導事例】

- ・個別機能訓練換算（I）イに係る個別機能訓練を開始した後は、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問して、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明しているという記録がされていなかった。

当該加算に係る個別機能訓練を開始した後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等についての評価を行うほか、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録してください。